

「(仮称)折爪岳南(Ⅱ期地区)風力発電事業」環境影響評価方法書 に対する知事意見

1 総括的事項

- (1) 環境影響評価を行う過程において、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定に影響を与える新たな事情が生じた場合には、必要に応じて環境影響評価の項目並びに予測及び評価の手法を見直し、又は追加的に調査、予測及び評価を行うこと。
- (2) 当該事業実施区域内には、鳥獣保護区及び岩手県環境保全指針による保全区分がAランクに位置付けられる地区が含まれ、また、周辺には折爪・馬仙峡県立自然公園が存在する等、事業実施区域及びその周辺は環境保全上、重要な地域であることから、専門家の意見を聴きながら、野生動植物の生息・生育に係る十分な調査を行い、その結果に基づき予測及び評価を実施すること。
- (3) 当該事業と一体的に実施予定である「(仮称)折爪岳北風力発電事業」、「(仮称)折爪岳南(Ⅰ期地区)風力発電事業」及び「(仮称)久慈・九戸風力発電事業」については、事業実施区域が近接していることから、累積的な環境影響について、調査、予測及び評価を実施すること。
また、当該事業者が実施予定の他の事業についても、当該事業の調査方法等に対する意見を踏まえて十分な調査を実施すること。
- (4) 環境影響の予測については、これまでの専門家の助言等を踏まえつつ、入手できる最新のデータや知見に基づき行うとともに、できる限り定量的な手法を用いること。また、その結果、重大な環境影響が認められるときは、風力発電機の配置や構造の見直し等、その回避・低減を優先的に検討すること。

2 個別的事項

(1) 大気環境

事業実施区域周辺には、住居、学校その他の環境保全についての配慮が必要な施設が存在しており、工事の実施及び風力発電施設の稼働に伴う騒音等に係る影響が懸念されることから、それらの位置を正確に把握し、調査地点について検討したうえで、影響について調査、予測及び評価を実施すること。

(2) 水環境

① 事業実施区域周辺に水道水源が存在することから、水道水源への影響について調査、予測及び評価を実施すること。

また、事業に伴う水道水源への影響については、当該水道を利用する水道事業者と十分に協議すること。

- ② 事業実施区域周辺には、住居、学校その他の環境保全についての配慮が必要な施設が存在しており、工事の実施に伴う水質に係る影響が懸念されることから、影響について調査、予測及び評価を実施すること。

(3) 動物類

- ① 鳥類については、専門家の意見を聴きながら十分な調査を実施したうえで、累積的な影響も含めた予測及び評価を実施すること。
- ② コウモリ類については、専門家の意見を聴きながらより効果的な調査方法等について検討し、十分な調査を実施したうえで、影響について予測及び評価を実施すること。
- ③ ヒメボタル等の希少な昆虫類については、専門家の意見を聴きながら調査地点について検討し、生息種の特特定も含めた十分な調査を実施したうえで、影響について予測及び評価を実施すること。

(4) 植物類

植物類については、専門家の意見を聴きながら、調査方法について検討し、十分な調査を実施したうえで、影響について予測及び評価を実施すること。

(5) 景観

事業実施区域周辺には、住居、学校その他の環境保全についての配慮が必要な施設が存在しており、事業の実施に伴う景観に係る影響が懸念されることから、専門家の意見を聴きながら、調査地点等について検討したうえで、影響について調査、予測及び評価を実施すること。

(5) その他

風力発電機の配置については、事業実施区域及びその周辺に存在する土石流危険渓流の危険度のレベルに応じた各区分の分布状況を踏まえて検討すること。